

# 定例教育委員会会議次第

日 時 平成 25 年 5 月 27 日(月)午後 1 時 30 分～

場 所 坂井市役所 第 2 別館

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告

4 議 案

議案第 8 号 坂井市奨学育英資金貸付の承認について

議案第 9 号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について

議案第 10 号 児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携  
制度」に関する協定の同意について

5 協議事項

(1) 坂井市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

6 報告事項

(1) 平成 25 年度坂井市一般会計補正予算 (第 1 号) にかかる事業概要につ  
いて

7 その他

(1) 行事予定(6 月分)について

(2) その他

定例教育委員会

議

案

議案第8号

坂井市奨学育英資金貸付の承認について

坂井市奨学育英資金貸付について、次のとおり承認を求める。

平成25年5月27日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第9号

坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について

坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について、次のとおり承認を  
求める。

平成25年5月27日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

平成25年度 坂井市学校事務共同実施組織責任者

共同実施グループ名	共同実施責任者	所属校
三国グループ	黒川 幸代	雄島小学校（事務職員）
丸岡グループ	前田 礼子	長畝小学校（事務職員）
春江グループ	林 純子	春江西小学校（事務職員）
坂井グループ	櫛山 繁子	木部小学校（事務職員）

議案第10号

児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」  
に関する協定の同意について

児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」に関する協定の同意について、次のとおり承認を求める。

平成25年5月27日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

# 同意書

福井県教育委員会教育長と福井県警察本部長が締結した「『児童生徒の健全育成のための学校と警察の連携制度（福井県学校・警察連携制度）』に関する協定書」の趣旨に賛同し、同協定書第3条第2号に規定する連携機関に加わることに同意します。

平成 年 月 日

市町教育委員会名 坂井市教育委員会

職・氏名 教育長 川 元 利 夫

福井県教育委員会教育長 殿

福井県警察本部長 殿

# 児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」について

坂井市教育委員会

## 1 制度導入の背景

児童生徒の問題行動への対応について、平成14年5月、文部科学省および警察庁から、各都道府県教育委員会および警察本部対し、「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」が通知されました。この通知を受けて、全国的に制度の導入が進み、現在では34都道府県が協定書による学校警察連絡制度を構築しています。北陸では富山県、石川県とも協定書等を既に取り交わしています。

福井県では、学校と警察との適切な連携による犯罪等の未然防止を目的に、県教育委員会と県警察本部が連携制度の構築のため協定締結がなされ、平成25年5月1日から施行されました。これに合わせて、県内の全市町教育委員会で協定書への参加についてそれぞれ準備を進めている状況です。

## 2 制度の概要等

### (1) 目的

教育委員会、学校、警察が、それぞれ自らの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に情報を交換し、または共有することによって、児童生徒の安全確保および非行等問題行動の防止を図り、もって児童生徒の健全育成に資することを目的とします。

### (2) 概要 (第6条 連絡対象事案)

#### (1) 学校から警察への連絡対象事案

- ア 児童生徒の非行等問題行動およびこれらによる被害の未然防止ならびに児童生徒の安全確保のため、学校が警察との連携を必要と認める事案
- イ 犯罪被害に係る事案のうち、学校が警察との連携を必要と認めるもの

#### (2) 警察から学校への連絡対象事案

- ア 逮捕事案ならびに逮捕事案以外の検挙および補導に係る事案のうち、警察が学校との連携を必要と認めるもの
- イ 犯罪被害に係る事案のうち、警察が学校との連携を必要と認めるもの

### (3) 協定の利点

- ア 学校と警察が連携を深めることで、児童生徒が犯罪の加害者や被害者になる前の段階での指導や支援により、迅速で適切な対応が可能になり、また、抑制効果も得られます。
- イ 保護者への支援や指導の透明性が図られます。

## 3 個人情報保護への配慮

(1) 本制度への参加には、坂井市個人情報保護条例の第7条(収集の制限)および第8条(利用および提供の制限)に抵触するので、坂井市個人情報審査会に諮問して、同審査会の答申を得ました。(別紙のとおり)

(2) 協定に同意することで条例上の担保が確保できるので、一定のルールに基づいて個人情報の収集・提供が可能となります。



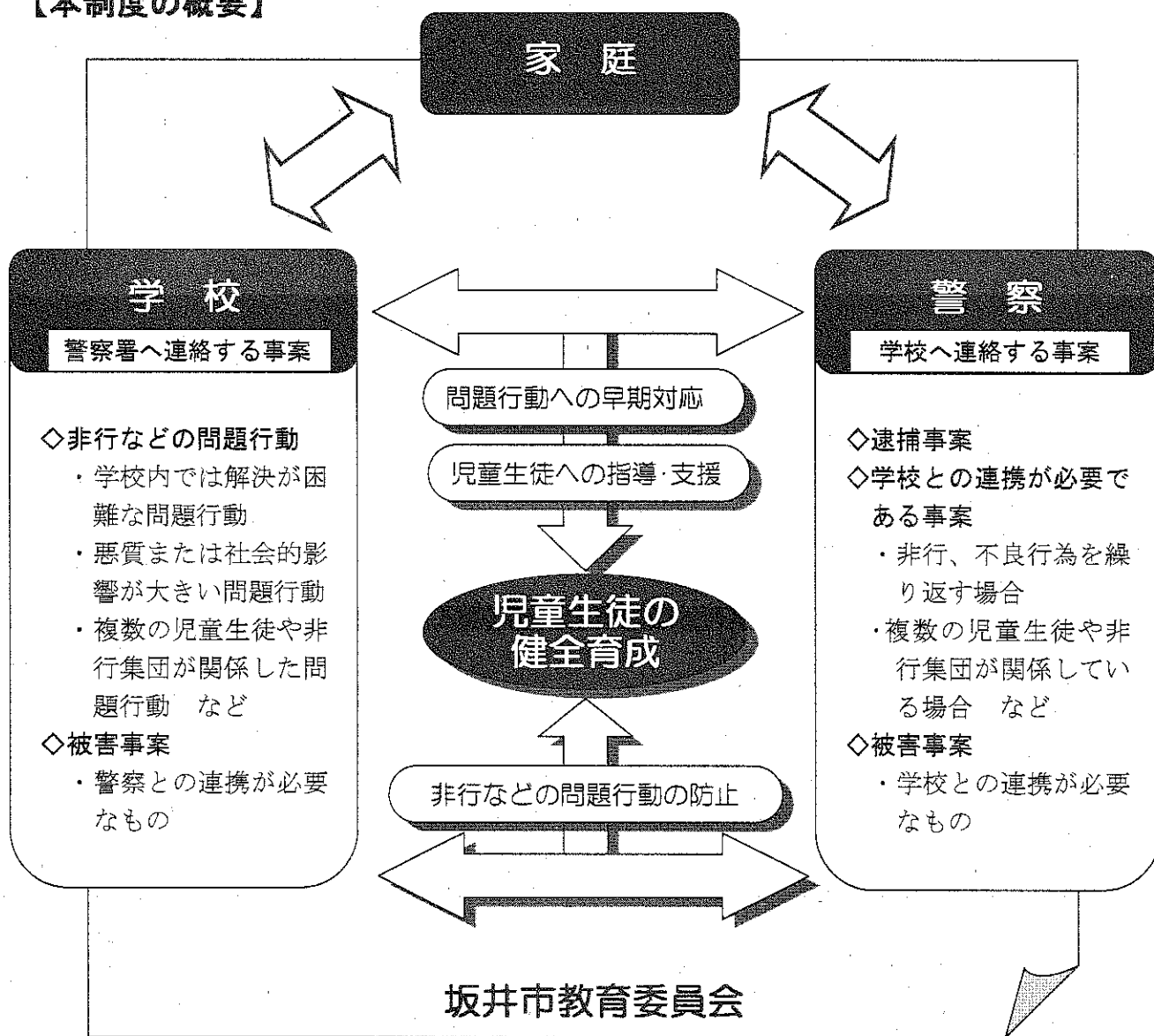
## 福井県学校・警察連携制度(概要)

平成25年 5月1日から、「児童生徒の健全育成のための「福井県学校・警察連携制度」」がスタートしています。

### ◆ねらい◆

学校と警察が児童生徒に係る問題行動等の情報の交換等を行うことで、それぞれの役割を果たしながら連携して児童生徒の安全確保や非行等の問題行動の防止を図り、健全育成を目指そうというものです。

### 【本制度の概要】



◆個人情報については、慎重に取り扱い、児童生徒の健全育成の目的以外には利用しません。

◆保護者の皆様には、本制度の趣旨・目的をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。